

平成 25 年第 2 回定例
夕張市議会会議録
平成 25 年 6 月 13 日(木曜日)
午後 6 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問
第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
第 3 報告第 1 号 平成24年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
第 4 報告第 2 号 平成24年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について
第 5 報告第 3 号 専決処分 の 報告について
第 6 報告第 4 号 定期監査の結果について
報告第 5 号 定期監査の結果について
第 7 報告第 6 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 7 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 8 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 9 号 例月現金出納検査の結果について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午後 6 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 これより、平成 25 年第 2 回定例夕張市議会第 2 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によりまして
厚谷議員
角田議員
を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 池下 充君 報告いたします。
参与並びに書記の職氏名についてであります、さきに報告したとおりであります。
以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君
教育委員会委員長
氏家孝治君
選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君
農業委員会会長 山田昇君
監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 叶野公司君
理事 高畠信次君
まちづくり企画室長

工藤学君
まちづくり企画室主幹

押野見正浩君
まちづくり企画室主幹

佐藤学君
総務課長 寺江和俊君

総務課主幹 鈴木茂徳君
総務課主幹 佐藤喜樹君
総務課主幹 奥村真宏君
財務課長 石原秀二君
財務課税務担当課長
三浦護君
財務課主幹 田中満穂君
財務課主幹 大島琢美君
産業課長 木村卓也君
産業課主幹 武藤俊昭君
産業課主幹 堀靖樹君
産業課主幹 茅野裕喜君
産業課主幹 志賀友彰君
建設課長 細川孝司君
建設課都市計画土木担当課長
熊谷修君
建設課主幹 近野正樹君
建設課主幹 鳥井朗君
上下水道課長 天野隆明君
上下水道課技術担当課長
小林正典君
上下水道課主幹 阿部和之君
市民課長 芝木誠二君
市民課主幹 千葉葉津乃君
市民課主幹 小松政博君
市民課主幹兼南支所長
清野敦子君
保健福祉課長 及川憲仁君
保健福祉課生活福祉担当課長兼
福祉事務所長 板垣臣昭君
保健福祉課主幹 平塚浩一君
保健福祉課主幹 角直剛君
会計管理者兼出納室長
熊谷禎子君
消防長 増井佳紀君
消防次長兼管理課長
石黒友幹君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の

職・氏名

教育長 小林信男君
教育課長 古村賢一君
教育課主幹 武部一憲君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺江和俊君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武藤俊昭君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 池下充君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 池下充君
主査 熊谷正志君
主査 志茂隆君

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴者の皆様方には遅い時間の開会となりますが、多数のご参加をいただきましてまことにありがとうございます。

また、市長を初め理事者、関係者の皆様方にはご協力をいただきましてお礼申し上げたいと思います。

本日は、開議時刻を午後6時30分といたしました。通常の議会の時間帯に傍聴できない方のために傍聴の機会をつくり、行政、議会の活動内容をより理解いただくとともに、議会改革の一環といたしまして夕張市議会といたしましては、平成23年9月議会から年に1度、夜間議会を開催することとしております。本年は、この6月議会に開催をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従いまして会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、熊谷議員、厚谷議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。通告に従い、一般質問を行います。

質問の内容はあらかじめお示ししてありますので、市長の前向きな答弁を期待いたします。

まず 1 件目に、自然・再生可能エネルギーの利活用について伺います。

安倍内閣は、財界と一体になって原発の再稼働への暴走を開始し、原発輸出のトップセールスに奔走し、成長戦略に原発の活用を明記しています。そして原子力規制委員会の規制基準の 7 月施行を受けて、泊、柏崎、荻間、高浜、大飯、浜岡、伊方、玄海、川内などの各原発の再稼働が狙われています。しかし、どの世論調査でも再稼働反対が多数です。国民の願いも無視して、危険な原発の再稼働を強行することは許されません。

福島原発は事故のまっただ中、再稼働も輸出も論外です。福島第一原発は、高濃度の放射能汚染水がふえ続けています。汚染水に含まれる放射性物質の量は、大震災直後の水素爆発で大気中に放出されたものの約 10 倍と想定されています。それが外部に流出する瀬戸際という危機的状況に陥っているのが、福島第一原発の現状です。いずれ海に流せばいいという無責任な姿勢をとってきた国と東京電力の責任は重大です。どんな形であれ汚染水は絶対に海に流してはなりません。

このように事故の収束とはほど遠い状況での再稼働や原発輸出など論外です。政府は収束宣言を撤回し、収束と廃炉、除染と賠償を日本の英知を総結集した一大事業としてやり抜くべきです。今、なお先の見えない避難を強いられている 15 万人の生活と健康に全面的に責任を持つことを強く求めます。

また、原子力規制委員会の新規制基準は、世界最高水準どころか、完全に破綻しています。安倍政権

は、当初世界最高水準の安全基準をつくり、安全が確認された原発は再稼働しますと述べていました。ところが、国民の批判と我が党の追及に押されて、安倍首相自身が原発に絶対安全はないと認めざるを得なくなりました。

原子力規制委員会も当初の安全基準という言葉を使えず、規制基準と言いかえました。世界最高水準の安全基準をつくるという方針は完全に破綻したのですから、それならば原発再稼働の方針も撤廃すべきです。

3・11 の原発事故から 2 年余りの体験は、原発と人類は両立できないことを示しました。原発の危険から国民と地球環境を守るという点からも、国民合意という点からも、どの原発も再稼働する条件はありません。即時原発ゼロを決断し、直ちに廃炉のプロセスに入ることが最も現実的な道です。

したがって、原発に頼らず省エネ、節電の徹底と再生可能エネルギーの大幅導入への抜本的転換の計画を立てて、実行していくことが必要です。エネルギー確保のためには、当面 5 年から 10 年程度の期間には過渡的な措置として、火力による電力の確保が必要になりますが、その間に再生可能エネルギーの大規模な普及と低エネルギー社会への移行を進めなければなりません。

原発推進派は、自然エネルギーは供給が不安定などと言いますが、多様なエネルギーである太陽光、熱、小水力、風力、バイオマス、地熱、潮力などを組み合わせて普及すれば安定します。日本国内の原発の 40 倍にものぼる自然エネルギーの巨大な潜在力を生かし、技術開発や安全対策を強化して、自然エネルギーの先進国を目指していくことが必要と考えます。

そこで第 1 点目に、市内の自然・再生可能エネルギーについての現状認識と課題について。2 点目に、自然エネルギーを活用した地域の仕事づくり、雇用の確保についてどのような状況になっているのか伺います。

2 件目に、地域で支援を必要とする高齢者や障害

を持った方などの生活弱者、また、公共交通を利用せざるを得ない交通弱者への対応について伺います。

安倍内閣は、社会保障の全分野にわたる予算削減と制度改悪に乗り出そうとしており、その最初の標的が生活保護です。厚生労働省の生活保護基準部会で、最も所得が低い 10% の世帯の消費実態と生活保護基準との検討を踏まえ、同省が保護基準を見直したことに對し、今の生活保護費でもぎりぎりか足りない金額で親戚づきあいすらできない、どこまで下げようというのかと、批判の声が上がっています。

そこで 1 点目に、本市における生活保護の現状はどのようなになっているのか。

2 点目に、8 月に予定されている生活保護の切り下げについて、どのような影響があると考えられるのか伺います。

さらに、自民・公明とともに民主、維新、みんなの党、生活が第一も賛成した生活保護法改悪案は、新たに保護申請に書類提出を義務づけ、相談者を書類不備で追い返すことができるようにするもので、不安が広がっています。これは生活に困窮し、生活保護の申請に来た人を門前払いにして餓死に追い込んだなどとして、大きな社会問題になった水際作戦を合法化するという異常なものです。3 点目に、このような書類不備で生活保護の申請者を追い返すことについてどのように考えるのか。

4 点目に、今後、安倍政権が予定しているさまざまな制度の改悪について、どのようなスタンスで対処していくのか伺います。

次に、介護保険について伺います。

医療・年金・介護、手当たり次第の切り捨てが始まろうとしています。政府の財政制度審議会では、70 から 74 歳の国保窓口負担を 2 倍に引き上げるか、引き上げる風邪薬、湿布薬などを保険から外す、年金の支給開始年齢を 68 から 70 歳に先延ばしする、介護サービスの保険適用を要介護 3 以上の重度者に限定するなどの改悪が検討課題に上げられています。

成長戦略策定を目的とした産業競争力会議では、がんは 3 割負担、風邪は 7 割負担など、病気の種類

によって窓口負担を引き上げる介護保険の軽度のデイサービスは、全額自己負担にするなどが議論されています。そこで介護保険の現状として、高齢化率、認定率、サービスの利用状況、介護保険料の減免制度、保険料の状況、また他市町との比較はどのようなになっているのか伺います。

さらに、これまで課題とされてきた介護予防サービスの利用促進をどのように行っていくのか、高齢者の把握とサービス利用の促進をどのように行っていくのか。また、介護予防サービスを介護保険から外す動きがあるが、市として懸念されることはどのようなことがあるのか。そして高齢者、障害者を丸ごと支える医療・介護・福祉サービスを一体的に提供する体制をどのように整備していくお考えなのか伺います。

3 点目として、市営住宅入居者の病気などによる 1 階への転居について伺います。

かつては若くてお元気だった方たちが、年齢とともに足や腰などに支障を来し、階段の上り下りにつらい思いをしているそんな方たちから悩みが寄せられております。こういった方たちが安心して安全に暮らすためには、1 階の住宅に移転することが必要と考えますが、市としてはどのように対処されるのか伺います。

最後に、鹿の谷の公衆トイレについて伺います。

この公衆トイレは、財政破綻の際に閉鎖され、現在はネーミングライツによって冬期間を除く季節利用となって数年が経過しました。しかし、近くにある JR 鹿の谷駅のトイレも閉鎖されており、冬期間は鹿の谷駅を利用する高校生や一般市民もトイレに困り、近くの事業所や民家にトイレをかりに行く状況が続いていると伺っております。近くにはコンビニもなく、トイレに不自由な思いをする市民、そして周辺住民の厚意に甘えて冬期間の閉鎖を続けてきた鹿の谷公衆トイレというのが実情です。

また、本市は生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けて動いており、DMV の誘致に向けて市長も奔走されておりますが、利用者のためのトイレ

もないような駅では、トイレが近いと嘆く高齢者は安心して利用することはできません。ＪＲと協議をしてみることも検討しながら、ぜひ鹿の谷の公衆トイレを通年あけていただきたいと思いますがいかがでしょうか、市長の見解を求めます。

以上、市長の答弁よろしく願いいたします。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 熊谷議員の自然・再生可能エネルギー利活用についてのご質問にお答えをいたします。

平成 25 年度市政執行方針でも述べさせていただきましたが、市内に眠っている資源を生かして雇用や収入確保につなげることは、市といたしましても重要なことと考えております。

現在、自然・再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、地元の公益法人において旧学校施設を活用し、雪冷熱や地下水を利用した野菜栽培を行う事業が進められております。また、地域資源を生かした取り組みといたしましては、地元の建設事業者において社光地区のズリを火力発電用の燃料炭として、採取、売却する事業がスタートしたところであります。

これらの事業は、地域資源の有効活用だけではなく、議員ご指摘の地域での雇用の拡大も期待されるところであります。豊かな資源を生かした魅力あるまちづくりを進める本市といたしましても、こうした事業を今後も推進するとともに、事業を行います民間事業者への支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、夕張市を含む石狩炭田には、炭素メタンガス、CBMを初めとしたエネルギー資源が豊富に埋蔵されており、これらは低炭素社会に貢献するエネルギーとして注目をされています。事業化に向けては多額の費用を要するなど課題もあることから、引き続き国に対して民間事業者の開発支援の要請をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

次に、生活弱者への対応についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、生活保護についての現状と課題についてありますが、平成 25 年 5 月末現在 222 世帯、人員にして 292 名が生活保護を受給しております。また、近年における保護の開始・廃止の状況につきましては、低所得であることや援助してくれる家族などが少ないこと、雇用の場が少ないことなどを要因として、傷病により開始をするケースがふえており、廃止のケースにつきましては死亡や市外転出が主な要因となっております。

次に、道内他市との比較についてありますが、平成 25 年 1 月の速報によりますと、政令指定都市、中核市を除く道内他市における生活保護率の平均 26.9 パーミルに対し、本市における保護率は 28.6 パーミルと、若干上回っている状況にあります。また、道内他市の高齢者世帯の割合は平均 42.8%に対し、本市においては 56.1%と、全道平均を大きく上回っている状況にあります。

次に、本年 8 月に予定されております生活保護基準の見直しについてありますが、年齢世帯人員、地域差による影響の調整等が行われることになっており、各種加算を除き見直し後の基準生活費が 10%を超えて減額にならないように、3 年程度かけて段階的に実施するなど市民への影響を極力抑えるよう、激変緩和が講じられるものと聞いております。

また、この改正に伴う他制度への影響についてありますが、平成 25 年 5 月 16 日付で厚生労働省から生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についてが各都道府県知事等に発出され、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないという国の大要方針が示されたところであります。

次に、口頭による保護申請などを含む見直しについてありますが、生活保護制度は国の法定受託事務であり、本市においては従来から国や北海道の指導のもと、保護の申請の意思が確認された方には速やかに保護申請書を交付し、申請手続について助言しているほか、申請書類を作成することができないなど特別な事情がある場合には、他市同様、口頭に

て申請することも可能となっております。

先般、開催された全道生活保護査察指導員会議においても保護申請は書面の提出を原則とするが、事情がある者に認められている口頭申請の運用は変わっていない旨、北海道より説明があったところであり、今後とも同保護者に対し民生児童委員のご協力もいただきながら保護の適正実施に努め、懇切丁寧に対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、保護行政に対する本市のスタンスについてお答えをいたします。

さきに申し上げましたとおり、生活保護制度は国の法定受託事務であります。生活保護の申請に係る相談窓口では、経験豊富な専任の面接相談員 1 名を配置し、相談体制の強化を図るとともに職員のさらなる人材育成を進め、資質の向上に努めるなど、財政再生団体でありましても常に相談者の側に立ち、より丁寧な援助を心がけながら、社会のセーフティネットとしての機能と役割について、しっかりと果たしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護保険の現状と課題についてであります。65 歳以上の高齢者人口の割合は、平成 25 年 5 月末現在で 45.9%、また介護保険の認定率は平成 24 年 12 月末には 21.9%であり、いずれも全国及び北海道の値より高くなっております。

また、介護サービスの利用率につきましては、暫定値ながら 80.2%となり、全国よりは低いものの北海道の 79.7%より高くなり、利用の促進が図られているという現状でございます。

一方、介護保険料は基本額が 4,542 円で、ほぼ全道平均並みとなっておりますが、災害により著しい損害を受けた時や死亡や病気などにより、収入が著しく減少した場合などに減免ができることとなっております。平成 24 年度には、災害等により財産に著しい損害を受けた場合に該当するケースが 1 件あり、4,500 円の減免を実施しているところでございます。

また、世帯の生計の主たるものが死亡や病気等により収入に著しく減少したときも生活保護基準の

1.1 倍以下で 80%から 90%、1.1 倍を超え 1.2 倍以下で 70%から 80%、1.2 倍を超えて 1.3 倍以下で 60%から 70%以内の範囲において減免が可能となっております。昨年度は、減免実績はありませんが、該当する可能性がある場合は、ぜひ市役所にご相談をいただきたいと思いますと考えております。

また、空知管内他市町の減免制度についてでございますが、17 市町中、本市を含め 12 市町が実施をしているという状況でございます。

次に、本市が抱える課題でございますが、まず介護予防サービスの利用をどのように促進をしていくかが課題として挙げられるところでございます。

平成 24 年度には、2 次予防の対象となる高齢者 988 人全員に対し、介護予防の啓蒙を行ったところでございます。その結果、今のところ健康であり、必要を感じていないと回答される方が多く、即事業の利用に結びついてはおりません。事業の参加に結びつけるため、今後とも情報収集に努め、先進的な事業等を参考として実施を考えていきたいと思っております。

次の課題としては、介護が必要な高齢者をどのように把握し、サービスにつなげるかという課題が挙げられます。高齢化の進展とともに、表面化していないものの介護の課題を抱えている高齢者がある程度いらっしゃると思われ、町内会や民生委員の方々とも連携をし、高齢者の要介護状態のきめ細やかな把握と介護保険制度やサービスに関する周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘のとおり、国の社会保障審議会、介護保険部会において要支援者を対象外とし、自立支援につながらない介護予防サービスを介護保険の給付から外すという議論がなされたと報道がされておりましたが、具体的にはまだ示されていないと、こういう状況でございます。

介護予防サービスは、市民生活にとって必要不可欠であることから、今後も国の動向を注視しながらしっかりとサービスを確保できるよう努めてまいりたいと、こう考えております。

次に、医療・介護・福祉サービスの継続的、一体的提供する体制をどのように整理をしていくかというところでございます。

高齢者などに継続的で一体的なサービスを提供することで、効率よく地域で安全かつ安心して生活することに効果があるということから、特に病院施設からの在宅復帰や在宅生活をより長期間継続するためにも医療や介護・福祉事業者との連携が必要になっているところでございます。そのため、それぞれの担当者のより一層の連携強化が図られるよう、支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市営住宅入居者の病気等による 1 階への移転についてであります。

既に、市営住宅に入居されている方が新たに他の市営住宅へ申し込みを行うことは、原則として認められておりませんが、特別な事情がある方には例外として住みかえを認めており、申し込みができるものとしております。

今回、ご質問のあります 3 階以上のエレベーターの設備のないような公住等の住宅に住み、病気や加齢により階段の昇降ができないという方につきましては、その旨を医師の診断書でご提出をいただき、住みかえを認めるということとしております。平成 24 年度の市営住宅の公募において、特別な事情により 18 世帯の方が住みかえ入居されております。このうち 3 階から低層階の 1 階、もしくはエレベータの設備がある住棟の住宅へ住みかえは 1 世帯であり、17 世帯が風呂なし住戸から風呂あり住戸への住みかえの入居であります。今年度につきましては、低層階への住みかえ相談が 1 件寄せられている状況にございます。

高層階に住居している高齢者の方で、これらの要件に該当しながら住みかえが認められるということを知らずに我慢をされている方がいらっしゃいましたら、住宅担当へご相談をいただきたいと思います。6 月の広報では、エレベーター設備のある住棟の住宅も多く公募をいたしました。地区を限定しなければ、

入居も可能な状況にございますので、ご検討いただければと思います。

なお、議員ご指摘のように、このような方が今後ふえていくという可能性が十分にございますので、広報等によりこういった情報提供というものもしてまいりたいと考えております。

次に、公共交通機関を利用する市民に必要な鹿の谷公衆トイレの利用期間についてであります。

まず、当該施設に係る経過についてを整理させていただきますと、平成 18 年度における財政再生計画策定の際、市設置の公衆トイレにつきましては、清水沢、沼ノ沢の 2 カ所を除きましていずれも閉鎖いたしました。その後、楓の設置の公衆トイレにつきましては、北海道開発局に無料貸し付けの上で開設、また紅葉山に設置された公衆トイレにつきましては、道の駅の附属施設として道の駅運営委員会により、平成 23 年度に再開をしております。

今回ご質問のありました鹿の谷公衆トイレであります。平成 19 年から 20 年度において閉鎖しておりましたが、その間、周辺民家にトイレをかりる事例のほか、施設のわきで用を足すなど環境衛生的に問題が生じることから、夏場の期間だけでも開設をしてほしいという旨の要望が、市民の皆様や観光客の皆様から寄せられたところであります。

それで市としては、ネーミングライツの手法を活用した上で、夏場に限定したトイレの開設というものを検討しまして、平成 21 年 5 月から 10 月の期間において開設を行ってきたところであります。スポンサーとなつていただきました企業の皆様につきましては、改めてこの場をおかりしましてお礼を述べさせていただきます。

今後においても施設開設のための材料確保につきましては、ネーミングライツの手法を考えております。次年度以降の開設に向けて十分な公募期間の確保、市ホームページやツイッターなどの活用により、スポンサー企業の確保を行ってまいりたいと考えております。

なお、冬期間の施設の開設につきましては、利用

者減少が見込まれるという一方で、凍結防止を含めた暖房、または除雪等の管理費用を考慮いたしますと、夏期開設時以上の経費を要するというため、通年の開設とするというのは現時点で困難であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 熊谷議員、再質問ございますか。はい、どうぞ。

●熊谷桂子君 まず、1 点目に、再生可能エネルギーの利活用についてです。

市長のほうから答弁がありました旧学校の校舎を使って雪冷熱とか、小水力などで野菜などをつくると、そういうことが報告されました。

一昨年の 3・11 から 3 カ月後の 6 月議会で、私は今と同じように自然エネルギー、再生エネルギーへの取り組みについて質問や提案をしたわけですが、この 2 年間の間に全く新しい分野で、しかも旧校舎を使い民間の力で雇用をつくることが行き詰まりつつあるということには、大変なご苦勞があっただろうというふうに思います。ここまで具体化されたことについて、心から敬意を表したいというふうに思っております。

先般 6 月 5 日、6 日の 2 日間にわたりまして道議会の会議室において、道庁の皆さんと全道の日本共産党の議員が一堂に会しまして、それぞれの地域から具体的な要請を持ち寄って、道職員の皆さんに交渉をする毎年恒例の道交渉がございました。そのときのことをちょっとお話ししたいと思うのですが、その中で北海道経済部環境エネルギー室からのコメントとして、以下の内容が示されました。

道では、平成 12 年に北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例を制定するとともに、条例に基づき策定した北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、中長期的には持続可能な省エネルギーの実現と、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることを目指すこととし、太陽光や風力などのさまざまなプロジェクトの早期実現やエネルギーの地産地消の推進、さらには民間活力の積極的

な活用による関連産業の振興などの施策を積極的に展開し、省エネ・新エネの導入促進に努めることとしています。

道では、小水力発電の導入を進めるため、平成 23 年 11 月に道や国などで構成する小水力発電導入検討会議を設置し、導入に向けた課題の把握などを行うほか、平成 24 年 12 月には地域の関係者が活用できる中小水力発電導入の手引を作成し、関係者に配付のほかホームページに公表したところです。

小水力発電など、再生可能エネルギーの導入に向けては、市町村などが実施する導入可能性調査や地域経済の活性化につながる導入の取り組みに対し支援を行っていくほか、北海道企業局と連携し、企業局が実施する地域新エネルギー導入アドバイザー制度も効果的に活用するなどして、導入に向けた取り組みをして支援していくとともに、国に対しては引き続き再生可能エネルギー導入に向けた支援策の拡充を働きかけてまいります。

本道では、豊かな新エネルギーの賦存量を背景として、昨年 7 月の固定価格買取制度を機に、道内外の企業などによるさまざまな取り組みの動きが活発化しています。道としては、新エネルギーの導入も促進していくためには、地域に賦存する地域特有の資源を効果的に活用し、地域振興と経済活用化につなげていく地産地消の取り組みが重要と考えております。

このため道では、これまで市町村などが実施する新エネルギー導入可能調査などへの支援、地域新エネルギー導入加速化事業や市町村や企業など地域におけるさまざまな主体が共同し、新エネルギーの導入を通して地域課題の解決や地域経済の活性化を図る取り組みへの支援を行ってきている 1 村 1 エネ事業ほか、コマンドからは地域における新エネルギー導入の推進役となる人材を育成するため、14 の振興局地域で研修会を開催するほか、エネルギーの地産地消促進事業として固定価格買取制度を活用して得た収入を地域の特産品の開発や、観光振興などの地域振興事業を実施することによる地域に還元する取

り組みに対して、新たに助成を行うこととしております。

道は、これまで省エネ・新エネサポート相談窓口や地域省エネ・新エネ導入推進会議の場などを活用し、市町村の新エネルギーの導入・普及に向けた取り組みについて、ご相談に応じてきたところです。今後の対応として、新規事業でエネルギーの地産地消促進事業として、新エネルギーの導入は雇用や関連事業の創出につながることから、エネルギーの地産地消に必要な人材を育成する継続事業として、地域新エネルギー導入加速化事業で市町村が実施する新エネ導入の可能性調査や1村1エネ事業として、地域経済の活性化につながる新エネ設備の導入、また、道産エネルギー技術振興事業として企業が行うエネルギー関連の技術開発に補助することなどにより、地域における新エネ導入促進を図っていく。さらに、市町村が実施する調査などに対しては、地域づくり総合交付金などによる支援を行うなどとして、市町村と連携を図るとしています。そういう答弁がありました。

バイオマスや雪冷熱などの利用による産業活性化の機会の創出や地域の社会環境コストの削減、エネルギーをテーマとした体験情報発信拠点の整備、地域新エネルギー導入可能性調査事業では、ハウス栽培の熱源として利用可能性調査なども含まれております。今年度の助成金の申請は5月いっぱいでしたが、来年度以降も続く予定と伺っております。

今の申し上げたような道庁のそういった制度も生かしながら、今後も新エネルギー導入の雇用の創出に向けてご尽力いただきたいというふうに思います。

続けてよろしいですか。

●議長 高橋一太君 ちょっとお待ちください。

今のはどういうあれですか。

●熊谷佳子君 今のは、道のほうからの支援エネルギーに対する支援の制度の説明でありましたので、そのことについて。

●議長 高橋一太君 熊谷君、再質問でございま

すから、まず質問を整理をしていただいて、どの部分を質問したいのかという部分で、道からの見解はいいのですけれども、それはご質問ではなかったということなのですか。

●熊谷桂子君 要望も再質問の中でやっていくというふうに認識しているのですが、違いましたか。

●議長 高橋一太君 いいですか、再質問でございますから、的を絞っていただいて質問の趣旨、また、この点に沿った形で再質問を整理していただくということが基本ですよ。

●熊谷桂子君 今は新エネルギー、再生自然エネルギーの質問をしております、その再質問という形での今後に向けての要望という形になろうかというふうに思うのですけれども。

●議長 高橋一太君 今の部分については再質問というか、質問ということではなくていいのですか。

●熊谷桂子君 要望ということになります。

●議長 高橋一太君 要望、わかりました。

●熊谷桂子君 次、2点目に生活保護の問題です。

悲惨な餓死事件が後を絶たず、貧困の連鎖を広げる社会にしておきながら、最後のセーフティネットの申請さえも妨害する、または生活困窮者だけではなく、憲法 25 条の生存権という国民の権利を侵害するような政治を許すかどうかという問題になってきているというふうに思います。

ことし5月には国連から、日本政府に恥辱のために生活保護の申請が抑制されていることに懸念を表明し、申請を簡素化をするなどの勧告が出されております。これこそが日本政府は取り組むべきことであり、ただいまの答弁の中で本市において書類の不備を追い返すようなことはしないという、そういうお話でしたので安心したところです。

そこで小学校の生活保護の入学準備金について伺いたいというふうに思います。

小学校、中学校、高校に入学する児童・生徒に対して、ランドセルや通学用のカバン、制服など入学準備にさまざまな購入経費がかかると思いますが、入学準備金というのは何月に支給されているのでし

ようか。

●議長 高橋一太君 板垣担当課長。

●保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事務所長 板垣臣昭君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

入学準備金につきましては、高校入学時におきましては 4 月分生活保護費に含めて支給しております。小学校、中学校入学時におきましては、3 月に入学準備金を支給しているところでございます。

●議長 高橋一太君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 市内では、小学校の卒業式に中学校の制服を着用する子どもさんも多いことありまして、準備に向けて制服なども早く購入したいと思う保護者の方も多いというふうに思います。もう少し早く支給することはできないものでしょうか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

高校入学、または中学ということにはそれぞれあるのですが、今、お答えした部分で高校の部分については、合格発表の関係がございまして、それが 3 月の中旬に行われるという状況があるものですから、入学の事実確認というのがどうしても 3 月の中旬、合格発表を受けてという状況があるものですから、なかなか支給の前倒しということが難しい現状がございまして。

ただ、議員ご指摘の部分で中学校入学ですとか、小学校の入学という部分につきましては、市内の小学校、中学校または義務教育の部分において、3 月支給分の部分に含め支給をしておるところでございすけれども、その準備に一定の期間かかるという部分も考慮をしながら、支給日の前倒しということも含めて検討をしてみたいというふうに思っています。

●議長 高橋一太君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 その点につきましては、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

それではもう 1 点ですが、先般 4 月の新聞報道によりますと、本人の希望ということを理由に生活保

護世帯が滞納している国民健康保険料ですとか税など、そういうものを生活保護費の中から徴収しているというそういう報道がありました。本市においては、生活保護受給世帯が滞納している国保や税金などについて、どのような取り扱いをされているのか伺います。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

本市においては、滞納処分を行うことにより、その生活を著しく厳しい状況になるということがある場合については、滞納処分の執行停止をすることができるという地方税法の趣旨に基づきまして、生活保護の受給開始に伴い生活保護の受給期間中は、滞納処分の執行停止というものを行っているということでございます。市民税、固定資産税などの各種税を初め国民健康保険料、介護保険料についても法税法に準じて滞納処分の停止ということを行っておりますので、議員ご懸念の部分については本市においては該当がないと、こういう状況でございます。

●議長 高橋一太君 熊谷議員。

●熊谷桂子君 わかりました。ありがとうございます。

生活保護は、憲法 25 条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を権利として具体化したものです。恥ずかしいことだとか、隠さなければいけないことというふうに思う方も中にはいらっしゃるのですが、そうではなくて資産や能力を活用しても生活を維持できない、そういうときに権利行使として生活保護が利用できるわけですので、市のほうといたしましても今のようにぜひ市民の方たちが安心できる法行政に取り組んでいただきたいというふうに思います。

●議長 高橋一太君 そのほかどうですか。

●熊谷桂子君 続けてよろしいですか。

市営住宅のほうは、広報でも今後情報提供していただけるということでしたので、よろしく願いいたします。

鹿の谷の公衆トイレの件です。

今、経緯の説明などもありながら利用者が少ない、暖房費もかさむということでした。1 万人を割ったという市民の状況ですから、都会のように利用者が多いというものではありません。ただ、J R を使って通学・通勤、それから交通弱者と言われる方がそういう状況にあり、普通でしたら J R の駅にトイレがないということは、まず考えられないというふうに思うのですね。

それで私もいろいろな方にお聞きしましたら、J R の駅というのは市の行政とは別に関係がないのだと、そういうようなお話も伺っているところなのですが、市民の生活からいきますと、本当に困っている方たちがいらっしゃるわけです。高校生の中でも本当につらい思いをしたのだと、そして近くの民間に恥ずかしいのをこらえて「トイレかしてください」というふうに行ったと。そういうお話も伺っておりますし、近くの民家の方では、顔見知りの方だったらいいのけれども、知らない人が来たときには本当に大丈夫なのだろうかと、犯罪に巻き込まれたりしないのだろうかと、そういうことまで懸念することもあるというふうに、そういうことも耳にしております。

J R のほうと協議するというのも一つ大事な要件だというふうに思いますし、また、黄色いハンカチ基金の中には、市民の生活を足りない部分に使うといったような、そういう目的の寄附もあったかに記憶しております。ぜひそういったことを今後検討の上、もう少し検討を加えていただいて市民が安心してできる、生活できるように今後の検討に期待したいというふうに思います。

今回の質問は、人類と共存できない原発を廃炉にすべく自然再生エネルギーの問題と、そして生活弱者や交通弱者の皆さんが安倍政権の弱者切り捨ての政策の中でも、夕張市において安心して暮らせるための質問をいたしました。市長を初め職員の皆さんが、市民の福祉向上のために日夜努力されていることがわかる答弁をいただいたかなというふうに思っております。特に、階段の上り下りに支障を来して

いるお年寄りの方たちにとっては、朗報だったというふうに思います。今後の住宅建設についても国と道との三者協議の中で、これからそういったお年寄りがふえてくるのだと、そんなことも具体的に説明しながら次期以降の住宅建設に向けても、ぜひ力を入れていただきたいというふうに要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

●議長 高橋一太君 以上で、熊谷議員の質問を終わります。

次に、厚谷議員の質問を許します。

厚谷議員。

●厚谷 司君（登壇） 通告に従いまして、一般質問を行います。

さて私は、今回の一般質問においても夕張市の三者協議について質問をさせていただきます。

去る 6 月 4 日に開催された行政常任委員会では、財務課から平成 25 年度の三者協議については、8 月上旬から中旬の開催を予定しているとの報告を受けたところでございます。三者協議までの期間は約 2 カ月間ということになります。

私は、この三者協議についての質問は、平成 23 年第 3 回定例市議会から 3 度、加えて関連する夕張市総合計画や財政構造、あるいは地方交付税交付金の課題などについても質問させていただいており、都度、市長の考え方を確認させていただいたところでございます。

三者協議の持つ役割は、平成 25 年度予算への反映を見てもわかるように、その成果は十分理解するものであります。また一方で、夕張市の予算編成は通常自治体が予算編成を行う時期に先駆け三者協議から始まる、つまり国の理解、同意がなければ課題解決がなかなか図れない、その作業はほかの自治体よりも早期に着手、対応していかなければならないのだという事実も改めて認識をさせていただいたところであります。

平成 23 年第 4 回定例市議会で鈴木市長は、三者協議に向けては全市的な取り組みが必要であるとの答

弁をされておりますが、平成 24 年第 1 回定例市議会においては、具体の市の考え方を明らかにするにも国・北海道という二者がいる中で、戦術的に考えなければならない、このように答弁をされております。その対応には慎重さも必要であるということは、十分認識するところでございます。

振りがえますれば、昨年の三者協議は個別課題とは別に期間短縮という方向について、夕張市がそう考えているのだなど、国・北海道が同じテーブルで理解した、いわば期間短縮議論のスタートと位置づけられるものであったと思います。平成 25 年度市政執行方針において鈴木市長は、揺るがぬ目標である期間短縮についても国・北海道と真摯に協議を進めていきますと述べられています。このことについては個別課題の協議とともに、より踏み込んだ議論、より前進した協議結果となることを求めているものと受けとめます。

しかし、懸念するのは、本年 3 月の新藤総務大臣発言でございますが、まずは財政再生にしっかりと取り組んでいただく必要があり、この規律を緩めるのは難しい。また、先般、政府が示した骨太の方針では、地方交付税を地域活性化や行政の効率化に取り組む自治体に手厚く分配と称して、交付税の総額を抑え込もうとするかのような方針が示されております。

これらの状況を踏まえますと、より取り巻く環境が厳しくなる中での三者協議になるものと思われる。三者協議について、これまで数度質問もさせていただき、その都度、市長から答弁もいただいておりますが、現在の夕張市においては日々刻々と変化を遂げている状況だと認識をしております。必ずしも明るい方向にだけ転換しているわけではなく、行政の役割は重要かつスピードを要する課題があるものと考えます。このような観点から質問をさせていただきます。

まず初めに、第 2 回目となる国・北海道及び夕張市の三者協議に臨む市長の基本的な姿勢についてお聞かせください。

次に、課題整理の進捗状況及び今後のスケジュールについてお聞かせください。

最後に、国・北海道に要望している期間短縮の意味、それをなし遂げることで行政は、あるいは市民生活はどうなるのかなどについて、いま一度、市民と共有し、共通の認識に立つ必要があるのではないかと考えるところでございますので、その点についての市長のお考えをお示しください。

次に、2 点目の質問に移らせていただきます。

三者協議の課題の中でも昨年も取り上げられておりました、指定管理者により運営が行われている集会施設の今後のあり方についてでございます。

指定管理者により運営が行われている集会施設、とりわけ生活館については管理が開始されてから市も市の現状を把握し、平成 22 年度からは法定点検などの検査費用などについても支出されるなどの対応が行われておりますが、その一方では、人口減少に伴う課題などについても把握に努められている旨、これまでも説明をいただいていたところでございます。昨年の第 3 回定例市議会では、小林議員の質問に対して各地域の実情の考え、将来的には統合も選択肢の一つと考え、中長期的な検討を重ねていきたいとの答弁をされております。

昨年の三者協議においては、生活館などの維持管理については短期課題の 6 項目に挙げられ、協議結果は継続とされ、その協議概要は地域の状況を踏まえ、必要な維持管理費の支出について検討となっております。

また、生活館の維持管理における直近の状況では、末広生活館が平成 24 年 8 月から休館、本年 3 月末には指定管理施設の返上という状況になっており、今議会においては夕張市生活館等設置条例の一部改正に関する議案が上程され、議決されれば末広生活館は条例から削除される予定となっております。

昨年の三者協議の結果、継続となっていることから、この間の北海道や国との議論もあったこととは思いますが、今年度の三者協議に向けての質問とさせていただきます。平成 24 年度の三者協議結果では、

継続協議となっておりますが、今年度、協議に臨むに当たっての課題は何かをお聞かせください。

また、特に必要な維持管理経費の支出の検討とは、どのような範囲で想定されているのかお聞かせください。

そして最後でございますが、廃止施設の今後の取り扱いについての考え方はいかなものかお聞かせください。

以上、通告に従い質問をさせていただきますので、ご答弁をお願いいたします。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 厚谷議員のご質問にお答えをいたします。

厚谷議員の今年度の国・北海道及び夕張市の三者協議についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、国・北海道及び夕張市の三者協議に臨む基本姿勢についてであります。

平成 25 年度市政執行方針でも述べさせていただきましたが、昨年 7 月に初めて国・北海道及び夕張市の三者協議が実現をいたしました。全国 1,700 以上ある自治体の状況を国の実務者が、現場へ出向いて把握することは不可能です。しかし、全国唯一の財政再生団体である夕張市については、その実態をしっかりと現場で把握することが極めて重要であると考え、昨年初めて国の実務者に夕張市の実態を見ていただいたところであり、その際、見ると聞くとでは大違いの発言もあったところであります。

このように市内視察により本市の現状と課題について、国・北海道の実務者と認識の共有を図った上で登録した 45 項目の課題のうち、17 項目について重点的に協議を行ったところであります。

このうち民間賃貸住宅の建設促進や農業振興策など 8 項目について、財政再生計画に反映する方向性が確認をされたことなど、議員ご指摘のとおり大きな成果が生まれたところであります。本年度においても本市の地域再生に必要な重要な課題について、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、課題整理の進捗状況についてでございます。

現在、開催に向けた懸案事項などの取りまとめ作業を行っているところであります。具体的には昨年、国・北海道と認識の共有が図られた 45 課題について、その後の予算計上により解消された項目、また新たに発生した課題項目の追加などを中心に整理を行っているというところであります。

次に、今後のスケジュールについてであります。市民、議会などからのご意見・ご要望を行い、6 月中をめどに課題の整理にかかる事務作業を行います。その後、整理された課題項目について議会へご報告をし、協議をさせていただき、同時並行で総務省、北海道との協議というものを取り進めてまいりたいと考えております。

また、開催については、さきの行政常任委員会で報告させていただきましたが、8 月の上旬から中旬の間を考えております。

次に、期間短縮についてでございますが、3 月に開催されました第 1 回定例市議会において、角田議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、昨年の三者協議後に、私と国・北海道の実務者の懇談の中で、結果として財政再生計画の期間短縮に結びつく財政支援について、国・北海道に対し強く要望を行ったところでございます。

国からは、「財政再生計画の期間短縮が夕張市民の悲願であることが認識でき、期間短縮の部分がうまく可能な形になるよう引き続き、毎年度毎年度さまざまな協議もさせていただきながら考えていきたい」発言があったところであり、国に十分な認識を持っていただけたことから、議員ご指摘のとおり、期間短縮に向けた協議のスタートとなったととらえております。

したがいまして、今後も夕張の目標であります期間短縮について、国・北海道と真摯に協議を深めてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者により運営が行われている集会施設の今後のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、本年 6 月現在、指定管理者により管理運営を行うとしている集会施設につきましては、夕張市生活館等設置条例によるものが 10 施設、夕張市コミュニティセンター条例によるものが 2 施設、夕張はまなす会館設置条例によるものが 1 施設、夕張市農業研修センター条例によるものが 1 施設あり、はまなす会館を除き、それぞれ地域の町内会が主担となった運営委員会に指定管理者としての施設の維持、管理運営を担っていただいております。

また、指定管理者制度によるものではありませんが、公営住宅法において入居者が維持するものと定められている市営・道営住宅の集会所が、現在市内に 11 施設ございます。

生活館等の維持管理につきましては、昨年の三者協議において優先順位の高い項目として、重点的に協議を行ったところでございます。具体的には南北に細長く集落が点在している夕張市において、今後の地域コミュニティを維持していく上でも、各地域に設置された生活館等の集会施設は必要な施設であること。その上で指定管理者制度が導入された当時と比較し、一層の人口減、高齢化が進んだため、今後の施設運営において施設利用者の減少による収入減及び収支不均衡、管理者の高齢化によるマンパワーの不足、施設自体の老朽化による修繕費用を含めた維持管理費の増嵩など大きな課題となることを説明し、一定の理解を得た上で、この問題については共通の認識を持って解決の方法を継続して協議することとして整理をされたところです。

今年度の三者協議の内容については、現在のところ検討中であり、その詳細についてお話できる段階ではありませんが、生活館等の維持管理につきましては、地域コミュニティの場として重要な問題であることから、その存続のためにどうすべきかについて協議を行う必要があると、現時点で考えております。

次に、特に必要な維持管理経費の支出の検討の範囲でございますが、各施設ごとに指定管理者の管理方

法や収入事情が異なるため、共通の制度をつくることは難しいことではありますが、地域の皆さんが今後懸念を払拭して施設を維持管理するため、市としては何ができるのか、指定管理者と協議の上至急まとめるとともに、あわせて施設の管理運営を軽減することが可能な施設投資を行うなど、地域からお聞きするなどして積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、廃止施設の今後の取り扱いについてでございますが、生活館等に限らずさまざまな面を検討した結果、廃止の判断となる公共施設が今後仮に出てきた場合、市営施設の有効活用を促進するため、平成 22 年度に策定した夕張市市有財産活用基本方針に基づき、売却譲渡、貸し付けの検討を行ってまいりたいと考えております。その際、公共・公益的な利活用やまちづくりの推進に連動した活用についての提案であれば優先的に採用し、今後まちづくりに役立てていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 厚谷議員、再質問ありますか。どうぞ。

●厚谷 司君 それでは通告質問とちょっと順序変えまして、指定管理者により運営が行われている集会施設の関係から先に確認をさせていただきたいと思います。

ただいま市長のほうから答弁がございまして、一定確認したいことについては答弁をいただいたというふうに認識をしております。それで今後の課題ということで、先ほども私が通告をした質問の中でも若干触れましたけれども、例えば今後、中長期的な検討を重ねていくという中で施設の統廃合も検討、選択肢の一つということなのですが、現段階では具体的にこの時期は明示できるものではございませんね。

加えて申し上げれば、やはり指定地域の公共施設を例えばそういう検討するということになる、現在の場合、夕張市ですとマスタープランですとか、交通関係の協議会の今後の取り組みというところと

連動してくるものもあると思いますので、おおむねそういったところと並行しながら進めていくことになるのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

施設の統廃合につきましては、地域と話し合いまして納得した形ができれば、進めることは可能というふうに考えておりますが、昨年、生活館等の各指定管理者の皆様に関き取りをさせていただいた限りにおいては、地域にとっては必要であると、必要な施設であるという中で、地域みずからが維持管理を行っていただいているという状況でございますので、現段階において施設の廃止等についてお答えをするという状況にはございませんが、厚谷議員ご指摘のとおり、中長期的な部分でほかのまちづくりの全体像と合わせながら、そういったものをお見せする中において今後検討していく課題になるかと思います。

以上です。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 わかりました。

私の質問趣旨も、生活館の統合を加速せよということではないのですが、たまたま今回の例えば末広を例にとって挙げると、同じ地域の中に利用活用な集会所があると。それで地域の方が、ある程度そこを利用することで「私たちはいいです」という中で流れだったというふうに思うのですね。

ですから、そういった状況を全市的にやはり一つのいい意味でのモデルとしていく必要もあるでしょうし、前にも質問をさせていただいた例えば、それが学校活用の中で可能ではないのかというところの検討も必要になってくるというふうに思っております。この点について、ある程度共通の認識に立ったということで、次の質問に移らせていただきたいと思いますのですが、それで必要な管理経費の支出の検討ということで具体的に申し上げたほうがわかりやすいかと思うのですが、特に葬儀などで使う大ホール

いわゆるワックスがけが、なかなかそれぞれ運営費の中から捻出できないというところもあるせいか、汚れが目立っている会場も若干中には見うけられるのかなと。

それがまだ現段階では検討中ということでしたから、具体的な答弁はいただけないかと思いますが、先ほど市長のほうからお話ががあったと同様に、やはり指定管理施設については、現行の維持体制そのもの非常に厳しい環境下でされているということは十分認識するのですが、さらにその施設が長持ちできるような例えばワックスをかけることによって床の保護がきいて、床の材料取りかえることが当面必要ないだとか、そういうことも検討の余地があると思うのですけれども、今後、このようなことも実現できない含めて検討していただける余地があるものかどうか、この点についてはいかがですか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

私は、この施設管理において、大きく二つの問題があるというふうに思っておりまして、それは維持管理について必要な経費について、人口の減少であったり、利用が減少していく中での収入が不足する中での維持管理コストの確保は難しいという意味の部分と、それとともにそもそも施設の老朽化ですとか、そういった問題等々ありまして、施設の維持管理にお金がかかってしまうという部分の大きくは二つの問題があるかと思っております。

それぞれについて、指定管理者の皆さんからご意見をいただきたいというふうに思っておりまして、厚谷議員ご指摘の部分につきましては、先ほどの答弁の中でもお話をさせていただきましたが、施設の管理経費を軽減することが可能な施設と、いわゆる将来に生じるであろうそういった施設の老朽化に伴って、壊れてしまったことで多くのお金がかかるだとか、または継続的にかかる経費について一定程度逆に投資をすることは圧縮ができるのではないかと、そういった部分についても地域の皆様からお話

をお伺いした上で必要な投資というものは、ぜひ前向きに検討していきたいという意味で調査をさせていただきたいと思っておりますので、厚谷議員が再質問の中でお話されたような具体的な事例について、指定管理者の皆様からお話をお伺いしたいと考えているところでございます。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 わかりました。

それでは、集会施設の今後のあり方ということについては、今、市長から答弁いただいたとおりですが、最後は要望ということになりますけれども、今までも担当課のほうで聞き取りを十分されているというふうに受けとめています。ただ、しかしながら市民の皆さんの中には、やはりこれぐらいまでのところは何とか地域や個人で協力していきたいという思いも強くお持ちだとは思うのですよね。ただ、それをそのまま受けとめるということではなくて、やはり行政としてここはやっていくべきではないか、あるいはここは市民にお任せしてもいいところではないかということを、ぜひその線引きは明確に対応をお願いしたいというふうに思っております、そのような作業になることを要望させていただきたいと思います。

それでは、次に、三者協議の関係について再質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、私もこの三者協議についてはこの本会議含め常任委員会の中でも何度も説明をしていただいております、また、何度も市長からその都度都度状況に応じて答弁をいただいております、くどいように思われるかも知れませんが、少なくとも 8 月にも開催する方向性が打ち出されている。

それで、先ほど私の質問の中にもありました予算編成に向けて、三者協議の果たす役割というのがどれだけ大きなものだったかというのは、平成 24 年に開催された三者協議の結果を見て、改めて認識したところでございます。そのような意味で 2 回目となる協議ということですから、当然、市長の思いの中

にも昨年より踏み込んで、ぜひ何とか夕張の課題という思いがあらうかというふうに思いますが、先ほど答弁いただいた中でいけば 24 年度の経過踏まえて、また重要課題についてしっかりと取り組んでいくということでありましたけれども、この関係で先ほど市長のほうから例えば、市民、議会との協議も十分行っていきたいということでございました。

それで 1 点質問させていただきたいことが、議会もこのたび 5 月に意見交換会を議会基本条例のもとで初めて開催という状況でございました。5 月の下旬には、市長もふれあいトークを市内 3 カ所で開催されているということだったのですが、市長のふれあいトークの中で、例えば三者協議にかかわってくるようなご意見、ご要望というのが出されたのかどうか、その点についてお知らせいただきたいと思います。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

市内 3 カ所で行われましたふれあいトークにおいては、幅広いご意見が出ております。病院に関するご意見ですとか、政策の進捗状況についてもお話をしましたし、本年度の予算状況についてもお話する中で、今、夕張市が置かれている予算の属性別の状況等をごらんいただいた中でのご発言ですとか、今後のスキーム、返済スキームの確認ですとか、本当に多岐にわたるご意見が出ているかと思えます。

ただ、三者協議における前回協議をいたしました 45 項目の部分にかかってくるご意見と、どれだけの多種多様なご意見があったかという部分で言えば、3 日間でのふれあいトークの中では、そういった範囲の中での具体的な項目に落とし込んでいくという意味においては、一部、まあ全て拾い切れていないのかなという印象は持っているところでございます。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 わかりました。

それで実は議会意見交換会のお話も若干させていただきたいと思うのですが、これは私個人的な一議

員としての感想ですけれども、三者協議であるとか、市が今どういう課題に向き合っているかということ、をなかなか市民の皆様が、そこまで論じるのがちょっと難しくなっているのかなという印象もございます。

ということは裏を返せばそれだけ行政側が、私も議会としても意見をどんどん申し上げていきますけれども、やはりそつなく全体の課題を見ながら、例えば北海道や国の協議や、今回のような三者協議に臨んでいく必要があるというふうに考えるところであります。それで今後の例えばバランスとして、行政側が主体的に三者協議の課題をつくり上げていくということと、今後も市民、議会の意見を聞きながらというところのバランスについて、現段階で市長としてはどのように取り進めていくのかなと。

先ほどの答弁の中では、今後、市民や議会のほうとも協議をしていただくということだったのですが、そこは主体的になるところは主体的に、聞くところは聞くというスタンスということで理解してよろしいのかということですが、いかがでしょうか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

6 月中に 45 課題、予算配分除いた部分の方針というか、新しいバージョンにすることと新たな追加課題の整理、当然行った上で議会報告、または議会からのお話をお伺いする中での懸案整理という状況になってきます。

バランスのお話ですけれども、市長とのふれあいトークももちろんありましたが、絶えず市長と話そう会ですとか、ふれあいトークというものを実施しております。その中でさまざまなご意見も実際にいただいているわけでございます。

また、議会におかれましても条例を策定したのみならず、常日ごろの議員の皆様の中での地域の声、または全市的な声というものを議会としても受けとめている中で、そういった議会の皆様に課題をお示しした中で協議をさせていただくという場の

中で、そのバランスをしっかりと確保していきたいと、こう考えております。

基本的には課題の整理等は、我々行政が主体となつてつくらせていただく、行政にいただいている市民の皆さんの声というものを、または行政我々各課認識しているかなり具体的な課題、またはその課題に対する整備というものは、やはり行政側でなかなか整理ができませんので、そういった部分で言えば行政が主体性を持っておつくりした中で、議会を介して市民の皆さんの声、また我々も直接お伺いする中でのご意見をバランスをとりながら、課題の整理ということを行っていききたいと思います。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 わかりました。

それでは質問の視点をちょっと変えていきたいと思うのですけれども、現在、夕張市まちづくりマスタープラン、あるいは公共交通の見直しということで、それぞれ最終的には三者協議の課題にもなってくるような課題が、本当に夕張山積みだというふうに思うのですよね。ある意味、三者協議というのは昨年の構成でいけば、各課題ごとの協議とそれから懇談という中で総論的な夕張の再生について、市長がいろいろと意見述べられているのだと思うのですよ。

そういったものについて、ことしも行う方向でということで、これは市長のお考えといえますか、思っているのか、何ですか、そういう方向でいるということで受けとめてよろしいですか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

三者協議は、あくまで実務者レベルの協議という形になっております。ただ、この三者協議は、私が市長に就任をさせていただきまして、やはりこの三者が夕張の現場で課題を共有し、解決に向かって毎年毎年行っていくという中で市を代表して、その実務者レベルでありますけれども、お集まりいただいた皆さんに私の口から今の最も優先的な課題、また

は主に訴えたいことというものを整理した上で、できれば昨年同様の場をつくるということを私個人としては考えているところでございます。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 その点については、了解いたしました。

それで三者協議に向けて、2 カ月ということでの時期に迫ってまいりましたけれども、先ほど私が質問をいたしました例えば新藤総務大臣の3月の発言、あるいは先般、政府のほうで示された骨太の方針の中でも地方交付税を地域活性化行政の効率化に取り組む自治体に手厚く分配ということで、その具体が政策がまだにしても方針として示されていると。

3月の第1回定例市議会でも、私は地方交付税の関係で若干質問をさせていただく中からすれば、今回、国が今方針の中で示したことというのは、実は私は個人的には相入れないものなのですね。地方交付税は本来そういう趣旨のものではなくて、国がそこに関与をして手厚いところや、いわゆるこの言葉の逆手をとれば、頑張っていないところの交付税を減らすと、そういうことにはならないではないかなというふうに思うわけですが、こういう状況が今、政府のほうから示されている中で三者協議、例えば市長が今後、国や北海道に申し述べたいことの背景というのも、非常に厳しさを増すのではないかなというふうに受けとめているのですが、市長自身は、ご自身はそのあたりどのように今のところ受けとめられていますか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

3月の新藤総務大臣の発言の中に、まずは財政再生しっかり取り組んでいただくことが必要であり、この規律を緩めることは難しいというご発言がございました。

この部分につきましては、その発言の後に規律を緩めるのは難しいが、再生を機に新しいチャンスとして、夕張市が全国モデルとなるような取り組み

を実施してほしい。また、厳しい行政体制を維持していくことと地域の活性化、この二つの相互作用によって財政再生計画の期間短縮の願いが実現できないか協議を続けていくという、大臣のご発言があったところでございます。

一部厳しく規律を維持するという部分が先行しての報道等もございましたが、同時にこういった地域再生に資する部分については、総務省としても後押しをするという大臣の発言もあったところでございます。

一方で厚谷議員ご指摘のとおり、地方行財政制度を変えるということも議論をされている状況がございます。言うまでもなく交付税は地方固有の財源でありまして、国の一方的な裁量でもってその財源が大きく減少をする可能性があるという事態が、夕張のみならず多くの交付団体にとっては、大きな影響がある問題であるというふうにとらえております。

ただ一方で、その中身についてまだ明確に示されていないという状況でございますので、どういった本市に影響があるのかというのは、全く未知数な状況であるというふうに考えております。

私といたしましては、当然、夕張の再生計画できるだけ早い期間でそれを終了させたいという状況において、交付税の額というのは極めて重要なものとなってまいります。当然、そういった国の動きというものを注視しながら、最もある意味では厳しい団体である長として、しっかりとそういった状況に応じたメッセージというものを国に対して発信をしていきたいというふうに考えております。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 その点についても了解いたしました。

やはりこういった大きな経済側面の強い方針というのは、やはり地方にとってそれはどういう結果が出るか、なかなか読み切れないというところもありますし、ましてや夕張市のように地方交付税の依存度が高いといえますか、それをもって予算が構成されているという状況からすると、このような形で本

当に交付税が配分をされるようになると、計画そのものがやはり狂いが生じてくるのではないかと、そういうところも危惧するわけでございます。

その点については、ただいま答弁いただいたとおり夕張市に限らず、その制度としての性格をしっかりと確保してほしいということで要望されているということです、その点についても了解するところでございます。

それでまず、せっかくの新藤総務大臣の発言が非常に厳しい状況の中で、ことしの三者協議ということだったのですが、期間短縮についての考え方はさきに第 1 回定例市議会だったでしょうか、その前だったでしょうか、私のほうからも確認をさせていただいて、例えば具体の方向性を今示す時期ではないというふうに、市長からたしか答弁いただいているかのように記憶をしております。

それで私も自分なりに考えてみました。例えば、今、一方では歳入確保という形では今年度取り組まれる事業も国の補助金・交付金の積極的な活用が行われている、あるいはクラウドファンディングというものも新たに取り組んだと、これは言ってみれば歳入を確保する策だというふうに思うのです。それで一方で歳出の削減、じゃこれはどうなのだろうというふうに考えたときに、夕張は相当もう厳しいだろうという状況になってきていると思います。

そういう中で、市民の皆様も市長の期間短縮という言葉の意味についてというふうに私が先ほど申し上げたのは、やはりそのことをもって夕張がいわゆる一般的な自治体と同様な行政運営が、一刻も早く可能になるということが必要なのだろうというふうに思っているところでございます。

質問したいのは、例えばこのような状況について、本年の三者協議の例えば市長との懇談の中でも、市長はその点について引き続き訴えられるのかどうかということについてですが、いかがでしょうか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

懇談の場をどういう形式でやっていくかということとは、現時点において決まっていはいないわけでありますが、市政執行方針においても平成 25 年度の執行方針においてもお話をさせていただいているとおり、できるだけ早くこの再生団体の脱却というものを図るということにつきましては、絶えず訴えさせていただいている状況にあります。

当然、そういった懇談の場があれば、そういった思いというものをしっかりと伝えていきたいというふうに私は考えております。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 わかりました。

それで、これは三者協議に関して申し上げますと、例えば、前回の議会の中でもやはり議会等の協議が若干少なかったのではなかろうかという部分については、ことしは市長を含め担当課の皆様方も十分そこはご配慮いただいているものというふうに思うところでございます。

それでやはり一番今後の課題として心配なのは、やはり大きな事業が続いていきますが、しかし、一方でそれを急いでいかなければならないのではないかなという課題も夕張にあるようにも感じます。ですから、ぜひそのあたりの夕張の特殊性について、私は実は今回マスタープランや公共交通の再編の議論などを見ている、あるいは住宅再編などを見ていると、産炭地に対する国の財政支援というのは一定程度終わったというふうに言われてはおりますけれども、今、マスタープランで取り組んでいることというのはひょっとすると、まだ炭鉱閉山後の後処理的な要素も夕張には残っているのではなかろうかというふうに思うわけですね。

本来、役場なりまちを中心に形成されていったまちではなくて、炭鉱会社が先にできて、これだけの長ひょろいところに集落が形成されて分散しているということは、やはり国にしっかりと改めて認識していただく必要がある。もっと言えば、市内視察は楓、登川、本町、それから今、人が住まなくなっている大夕張、そういったところまで本当は見えていた

だく必要があるのではないかなというふうに私は考えたりもするわけですが、今、申し上げたようなことについて市長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

当然、夕張が今なぜこのような広域分散、非常に非効率なまちの構造に置かれているのかというのは、当然、炭鉱まちであったということが大きく影響しているというのは、これは誰が見ても明らかな状況でございます。

一方で、こういった状況について、どう国や北海道に話をしていくかという状況においては、日本である雑誌の調査では最も多いとされる公営住宅の市民一人当たりの割合ですとか、また、どれだけ広域分散で効率が悪いのかとか、数字でわかりやすく説明をしていくという中で、今、進めている事業の効果というものがいかに高いものであるかということ、を、実務的に整理をして伝えていかなければいけないという部分もございます。

今、お話をしたような今までの経過ですとか、まちの起こりの部分については、さまざまな機会を通して私も国会議員、また道議会議員を初め多くの皆様に対して、なぜ夕張が今こういう状況になっているのかという背景について、しっかりとお話をした上で個別課題のお話をさせていただいておりますので、今後もこういった理解を広く皆さんに持っていただくための訴えというのは、議員ご指摘のとおり、私もしっかりと続けていく。また、一方で何となく大変なんだではなくて、こういう状況になっていて、こういうことをすればこうなっていくんだというところまで整理をしないと、なかなか感情論では前には進まないという問題もあります。

ですから、そういった両方をしっかりと訴えながら、しっかりとまちの形を変えていく取り組みを進めていく必要があると考えております。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 わかりました。

それでは今までいろいろとご答弁をいただきましたけれども、今月中には議会側としても最終的に三者協議に持ち込む課題について、また改めて議論をさせていただくということで、議長を中心に今やっているところでございますので、ぜひその点についてもご理解をいただいた上で、昨年よりは一步二歩と踏み込んだ形、あるいは市民の皆様これが市長が言っている期間短縮ということも含めて、まちの方向性が出てくるのだなというところが何とか見えるような議論を期待したいと思っております。

それで最後に、これは通告をしておりますので、三者協議に係る要望ということでお受けとめいただきたいというふうに思いますが、特に三者協議の中で個別の課題ではなくて、なかなかテーブルにのせにくいもの。市の職員出身だから申し上げるわけではありませんが、やはり職員の給与の関係ですとかもある意味では頑張っているという評価の仕方もあるれば、今後、国が先ほど申し上げたようなさまざまな評価を使って、地方に対する交付税を配分しようとしたときに、例えば夕張市の給与費がこれだけ削減されているということが、逆に悪い例になるケースが出てくるのではないかとということも危惧されるところでございます。

ですので、このようななかなか単年度ごとのテーブルにのせられない課題についても状況のしっかり把握をしていただく上で、ぜひ市長のほうから国や北海道にお考えをお伝えをしていただきたいというふうに考えるわけですが、この点については何かお考えはございますか。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 厚谷議員の再質問にお答えをいたします。

行政執行体制の問題というのは、これは非常に大きな課題として三者協議においても、項目として登録をさせていただいているわけでございます。当然、夕張市の職員が、全国で例も見ないような削減の状況の中で頑張っているということについて、あらゆ

る機会を通して、その実情をなかなかご理解いただ
いていない部分も残念ながらございますので、我々
の努力ということの中で、行政・市民・議会もそう
ですけれども、それぞれが他の自治体と比較になら
ないほどの歳出削減の努力ということを行っており
ますので、そういったものはしっかりと今までも訴
えてきておりますけれども、今後、大きな課題でも
あるというふうに思いますので、今後も重要課題と
して訴えていきたいと思っています。

●議長 高橋一太君 厚谷議員。

●厚谷 司君 済みません。先ほど、要望としな
がら、最終的にはちょっと質問してしまいまして申
しわけございませんでした。

きょうお話を伺った状況で、三者協議に向けてま
だまだやることは多々あるかというふうに思いま
すけれども、去年の経験を踏まえると、やはり議会
側も一つの臨み方というのを学んだというふうに思
っております。ぜひ残された 2 カ月の期間でござい
ますけれども、十分私どもとも意見交換をさせてい
ただきながら、三者協議に向かっていたいものだ
なというふうに思っているところでございます。ぜ
ひそのような対応が今後行われることを要望いたし
まして、私の一般質問を終えたいと思います。

●議長 高橋一太君 以上で、厚谷議員の質問を
終わります。

以上で、通告されました質問は全て終了いたしま
したので、日程第 1、一般質問はこれをもって集結
いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 2、諮問第 1 号人権
擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 諮問第 1 号人権擁
護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申
し上げます。

本案は、現人権擁護委員である高橋勝雄さんが、
平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、

その後任者として引き続き高橋勝雄さんを推薦す
ることについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規
定により諮問するものであります。

高橋さんの略歴を申し上げます。高橋勝雄さんは、
昭和 21 年 8 月 3 日生まれ、66 歳であります。平成
22 年 10 月、人権擁護委員に就任され、現在 1 期目
であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い
します。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに
決定してまいります。

本件は、これを可とすることにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本件は、これを可とすることに
決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、報告第 1 号平成
24 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告に
ついてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 報告第 1 号平成 24
年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告につい
て、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国の負担金及び委託金を活用して行う事
業予算について、翌年度に繰り越したことにより、
地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰
越計算書を調製し、報告するものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わ
ります。

●議長 高橋一太君 日程第 4、報告第 2 号平成 24 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について議題といたします。

理事者から説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 報告第 2 号平成 24 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、夕張市土地開発公社における平成 24 年度の事業報告及び決算報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出するものですので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 5、報告第 3 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 報告第 3 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、市公用車が発生原因となる交通事故により、相手方車両に損害を与えたことによるその損害賠償額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 6、報告第 4 号及び報告第 5 号いずれも定期監査の結果について、以上 2 案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 7、報告第 6 号ないし第 9 号いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 8 時 18 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃